

登録教習機関情報

(一社)兵庫労働基準連合会淡路事務所は、労働安全衛生法第77条第4項に基づく登録教習機関としての更新を行い、下記のとおり登録更新されました。登録更新は5年ごとに行います。
なお、修了証に有効期限はありません。

| 登録した技能講習区分 | 登録番号 | 登録有効期限 |
|-----------------|-------------|------------|
| フォークリフト運転技能講習 | 兵労基安登録第17号 | 平成31年3月30日 |
| 玉掛け技能講習 | 兵労基安登録第22号 | 平成31年3月30日 |
| ガス溶接技能講習 | 兵労基安登録第23号 | 平成31年3月30日 |
| 高所作業車運転技能講習 | 兵労基安登録第177号 | 平成31年3月30日 |
| 小型移動式クレーン運転技能講習 | 兵労基安登録第182号 | 平成31年3月30日 |
| 安全衛生推進者養成講習 | 兵労基安登録第1号 | 平成31年9月14日 |
| 衛生推進者養成講習 | 兵労基安登録第1号 | 平成31年9月6日 |